

出展規定

1 小間位置の決定、小間譲渡等の禁止、装飾の高さ制限

1. 小間位置については、小間位置抽選会（2026年8月下旬予定の出展者説明会の際に実施）にて決定・発表いたします。抽選会を欠席された出展者様におきましては、本展展示会委員会が代理として抽選、及び小間位置の決定を行います。
2. 割り当てられた小間の一部または全部を事務局の承諾なしに譲渡、または貸与することはできません。また、転貸、担保に供することを禁止します。
3. 装飾の高さ制限は、小間数に応じて2.7～4.5mとし、一部のみ6mまで認める場合があります。

2 支払い期日

出展申込書を受領後、メールにて請求書をお送りいたします。**2026年8月31日(月)までに必ず銀行振込にてお支払いください。**

3 出展契約の変更または取り消し

出展内容が本展趣旨にそぐわない場合は受付をお断りすることがあります。あらかじめご了承ください。また、出展者が既に申し込まれた小間に対する変更または取り消しをする場合は、全て文書にてその理由を明記し、事務局の承認を得てください。

※出展を取り消された場合、下記の通りキャンセル事務手数料を申し受けます。

- 申込書受理から出展者説明会前日まで …………… 出展料の50% ● 出展者説明会当日以降 …………… 出展料の100%

4 出展物の管理保全

1. 主催者は管理者として注意を払って会場全般の管理にあたります。ただし、各出展物の管理は出展者が自己の責任と費用にて行ってください。
2. 主催者は出展物の盗難・紛失・損傷・火災・その他天災地変等を原因とする出展物の損害に対しての一切の補償責任を負いません。従って出展者は出展物に保険を付すなどの措置をとるように配慮してください。

5 危険物の持ち込み

1. 引火性・爆発性の危険物の持ち込みを禁止します。また、その他消防法に定められる危険物・裸火を使用する物については所轄消防署の承諾を受けた物以外は持ち込みを禁止します。
(危険物の持ち込みの解除条件等については出展者説明会にてご説明いたします)
2. 事務局の承諾を得られなかったもの、関連法令に抵触する恐れがあるもの、および公序良俗に反する物の持ち込みを禁止します。

6 実演上の注意・事故防止

1. 出展物の実演は自由ですが、はなはだしい音響・発煙・発光・臭気を伴うもの、または危険を伴う実演は中止を願うことがあります。
2. 実演によって生じた生ゴミ・展示廃棄物は出展者が処理してください。会場内に廃棄しないようにお願いします。
3. 出展者は搬入出、展示、実演にあたり最善の注意を払い事故防止に努めてください。また、出展者は万全の処置を講じ、責任者の常駐をお願いします。主催者自らの責めに帰すべき場合を除き、発生した事故につき一切の責任を負いません。

7 原状回復

1. 出展者は、本展の会期終了後、所定の搬出期間を経て出展小間を原状に回復しなければなりません。ただし、出展者が原状回復工事を行わない場合は、事務局において同工事を行い、その費用は出展者が負担するものとします。
2. 出展者が出展小間の明け渡し後、出展者の残物がある場合、事務局により当該出展者へ連絡した後、残物を処分できることとします。また、その処分にかかる費用については、出展者が負担するものとします。

8 各種工事の諸経費の負担

小間内での電気幹線工事費(電気代含む)、給排水・エア・ガス・通信回線工事費およびそれらの使用料は、出展者の負担となります。申し込み方法、費用などの詳細については、出展者説明会にてご案内いたします。

9 立ち入り点検

1. 事務局および本展の警備・防災担当協力は、防火、防災対応のため必要と認められた際は、出展者の了解のうえ、小間内を点検することができます。
2. 搬入時、および会期中、事務局は防火・防災担当の管轄の行政指導により小間内を点検いたします。出展者が点検時に行政指導を受けた場合は、速やかにその指導に従うこととします。

10 査証の取得

海外の出展者が査証の取得を必要とする場合、招聘保証書・招聘理由書を含む必要書類は出展者の責任において作成・手続きを行うものとします。主催者は原則として、日本国外務省が定める書式の招聘保証書・招聘理由書を出展者に対して発行いたしません。また、日本国大使館または領事館から査証が発給されず、出展申込者が出展できなかった場合、一切の損害について主催者は何らの責任を負わないものとします。

11 開催の中止・短縮・延期・会場の移転

1. 天災、感染症、テロ、国・行政などからの指示・命令、その他不可抗力などにより展示会開催が著しく困難となった場合、主催者は開催前または開催期間中であっても、開催中止、開催期日・開催時間の短縮、開催延期または会場の移転を行うことがあります。その場合、主催者が上記の決定後、速やかに出展者に通知・公表することとします。
なお、この決定および実行により被る出展者の損害については、主催者は一切の責任を負わないものとします。
2. 搬入・設営期間前日までに、不可抗力により全日程が開催中止となった場合、事務局は既に発生した経費を差し引いた出展料の残額を出展者に返金します。
3. 開催中(搬入・設営期間及び会期)に発生した不可抗力により開催期日・開催時間を短縮・中止した場合については、出展料ならびに主催者(事務局)と出展者間の直接契約から発生した費用(セミナー実施料金・ストックルーム料金など)は返金しません。また、それによって主催者(事務局)以外で出展者が要した費用については補償しません。
4. 上記1に基づき、開催延期または会場の移転となった場合、出展料ならびに主催者(事務局)と出展者間の直接契約から発生した費用は返金しません。